

特別簡易型 評価基準表
(5国補神水(配)第12号・神水(消)第6号工事)

(1) 評価値の算出方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格} \end{aligned}$$

(2) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

標準点 100点, 評価点 13.5点

(3) 評価点の算定方法

評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数の合計とする。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
(1) 企業の施工能力	①工事成績 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。 評価の対象とする工事は、令和2年10月1日から令和4年9月30日までに竣工した神栖市発注の130万円以上の土木一式工事とする。	74点以上	3.0点
		70点以上74点未満	1.5点
		上記以外	0点
	②企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績により評価する。（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上） 評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成した国、地方公共団体発注の公共工事とする。	HPPEφ75mm以上の配水管布設工事を含む工事で、工事延長が300m以上の水道工事の実績有り	1.0点
		実績なし	0点
(2) 配置予定技術者の能力	①配置予定技術者の施工経験 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として施工した経験により評価する。（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上） 評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成した国、地方公共団体発注の公共工事とする	HPPEφ75mm以上の配水管布設工事を含む工事で、工事延長が300m以上の水道工事の実績有り	1.0点
		経験なし	0点
	②配置予定技術者の保有資格 配置予定技術者の保有する資格により評価する。 評価の対象とする資格は、入札公告日現在において保有している資格とする。	土木一式工事において監理技術者となりうる資格（1級土木施工管理技士等）を有する	2.0点

			上記以外	0点
(3) 地域精 通度	①地域内拠 点の有無	工事箇所と本店（建設業法に基づく主たる営業所） の所在地に基づき評価する。	神栖市内に本店を有する	2.0点
			上記以外	0点
(4) 地域貢 献度	①災害協定 締結の有無	入札公告日現在における神栖市と災害時の応急対策 協定の締結の有無で評価する。ただし、協定内容で当 該業者が一定の役割を果たすことが確認できる場合 （協定書の災害対応組織図等に当該業者名の記載があ る場合）とする。	協定の締結あり	3.0点
			協定の締結なし	0点
	②地域活動 （ボランテ ィア）の実績	神栖市内における過去2ヶ年度のボランティア活 動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和3年度又は令和4年度におい て、実績のある場合で、神栖市内に所在する社会資本 （道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボラ ンティア活動とする。 ただし、神栖市が当該活動の事実を第三者の客観的 な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参 加証明等）により確認できるものに限る。	実績あり	0.5点
			実績なし	0点
	③若手また は女性技術 者の配置	若手または女性技術者の当該工事における現場代 理人または主任技術者としての配置の有無で評価す る。 評価の対象とする若手技術者は、入札公告日時点で 35歳未満の若手技術者、または女性技術者とし、元 請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公 告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。	当該業種の主任技術者の 資格を有する若手または 女性技術者を当該工事の 主任技術者または現場代 理人に配置有り	1.0点
			若手または女性技術者を 現場代理人に配置有り	0.5点
若手または女性技術者の 配置無し			0点	
		合 計		13.5 点